

# 本事業の概要について

# 1 ごみ処理広域化のきっかけ

## 【国の方針】

H9年5月 ごみ処理広域化計画について

- ダイオキシン対策
- 効率的な余熱利用
- 公共事業のコスト縮減
- など

100t/日(できるだけ300t/日)以上規模の、  
全連続燃焼式焼却施設を設置できるよう  
都道府県は広域化計画を策定すること。

H31年3月 持続可能な適正処理の確保に向けた  
ごみ処理の広域化及びごみ処理施設  
の集約化について

- ・持続可能なごみの適正処理確保
- ・効率的なエネルギー回収
- ・災害対策強化 など

R6年3月 中長期における持続可能な適正処理  
の確保に向けたごみ処理の広域化  
及びごみ処理施設の集約化について

都道府県は令和9年度末を目途に、2050年までの  
「長期的な広域化計画」を策定すること。

## 【県の方針】

H11年3月

岩手県ごみ処理広域化計画

- 県内を6ブロック化
- H29年度までに県内で6施設に集約

R3年3月

岩手県ごみ処理広域化計画

- 県内6ブロックを維持
- 最終的にブロック内1施設への集約

## 【盛岡広域8市町の方針】

H27年1月

県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想

焼却施設を1施設に集約する方針

R5年2月 「盛岡広域環境組合」を設置

新たなごみ焼却施設の整備を進めています。

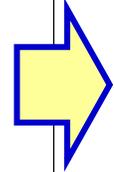
# 2 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(H27)

## (1) 県央ブロックの状況

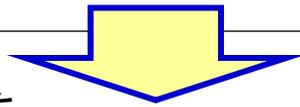
ブロック内のごみ焼却施設



- ① 葛巻町清掃センター  
H5年～ (10t/日)
- ② 八幡平市清掃センター  
H10年～ (50t/日)
- ③ 岩手・玉山清掃事業所  
H9年～ (28t/日)
- ④ 滝沢清掃センター  
H14年～ (100t/日)
- ⑤ 盛岡市クリーンセンター  
H10年～ (405t/日)
- ⑥ 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター  
H15年～ (160t/日)



- 共通課題① 焼却施設の老朽化
- 共通課題② 施設更新の財政負担
  - ▶ 人口減少に伴い、更に効率的なごみ処理が求められる。
- 共通課題③ 施設規模の見直し
  - ▶ ごみ焼却量が減少し、施設規模が過大になっている。

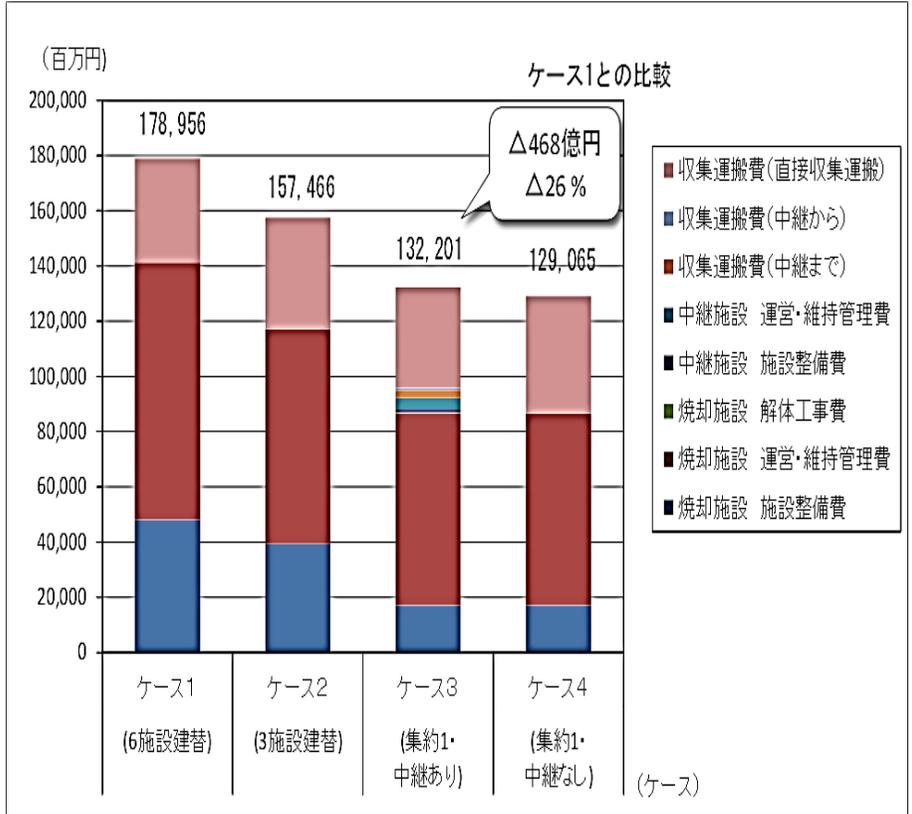


現施設を建て替える？ or 施設を集約化する？

費用・環境両面でのメリットがある  
**「1施設集約による広域処理」**  
を目指す。

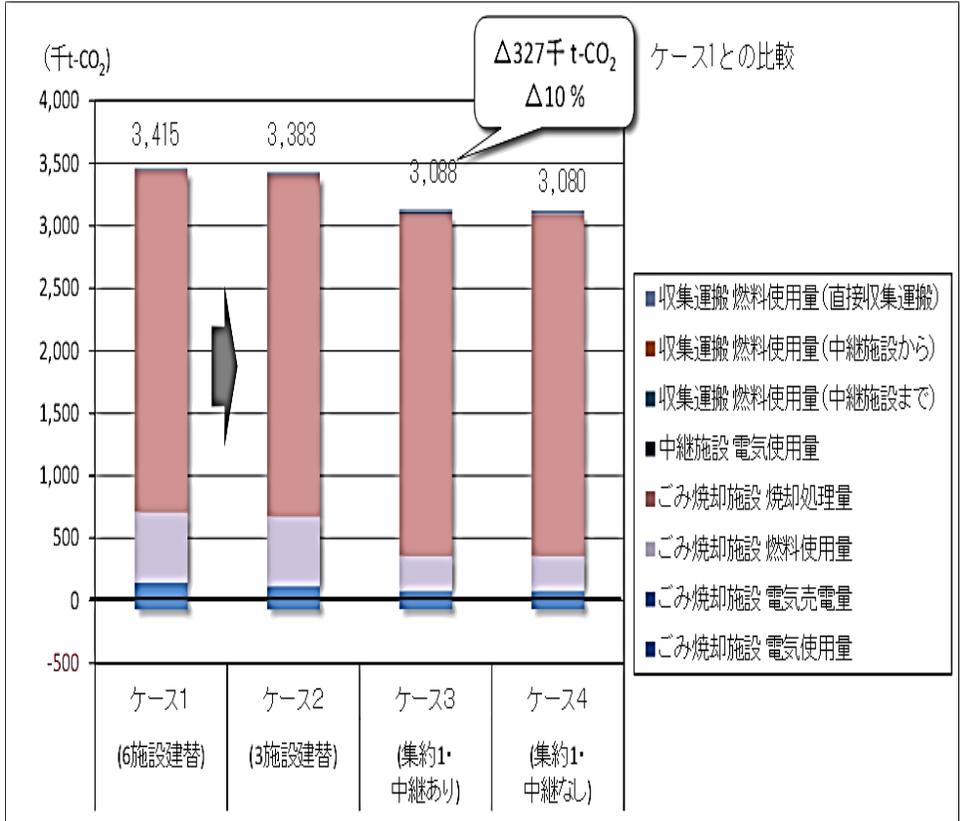
# 2 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(H27)

## (1) ライフサイクルコスト (LCC) 比較



H26-H55を想定。6施設建替に比べ、1施設集約の方が26%施設建設費等が少ない試算。

## (2) ライフサイクルアセスメント (LCA) 比較

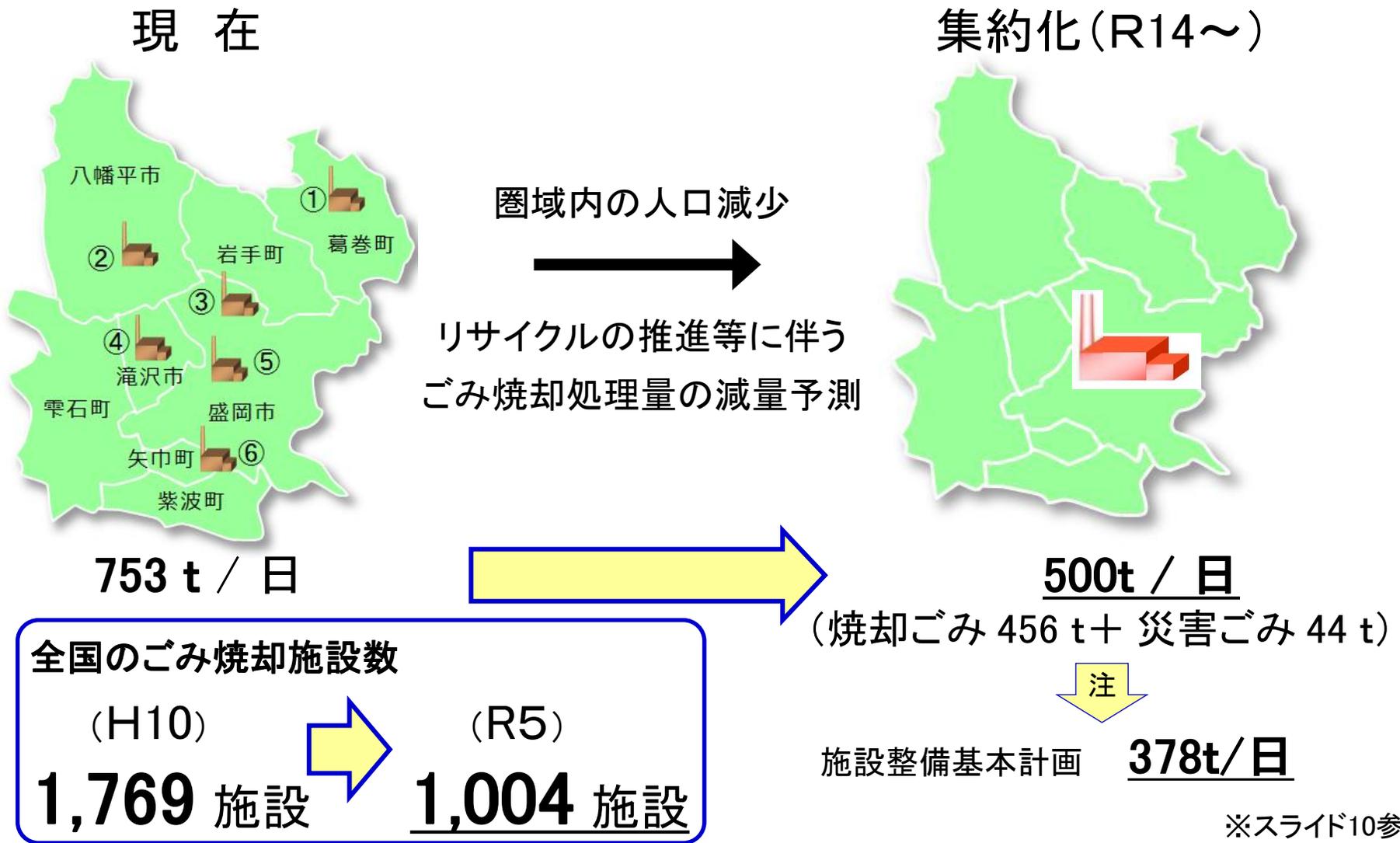


H26-H55を想定。6施設建替に比べ、1施設集約の方が10%温室効果ガス排出が少ない試算。

費用・環境両面でのメリットがある 「1施設集約による広域処理」を目指す

# 2 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(H27)

## (2) 施設規模の適正化



## 2 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(H27)

### (3) 新施設の建設地

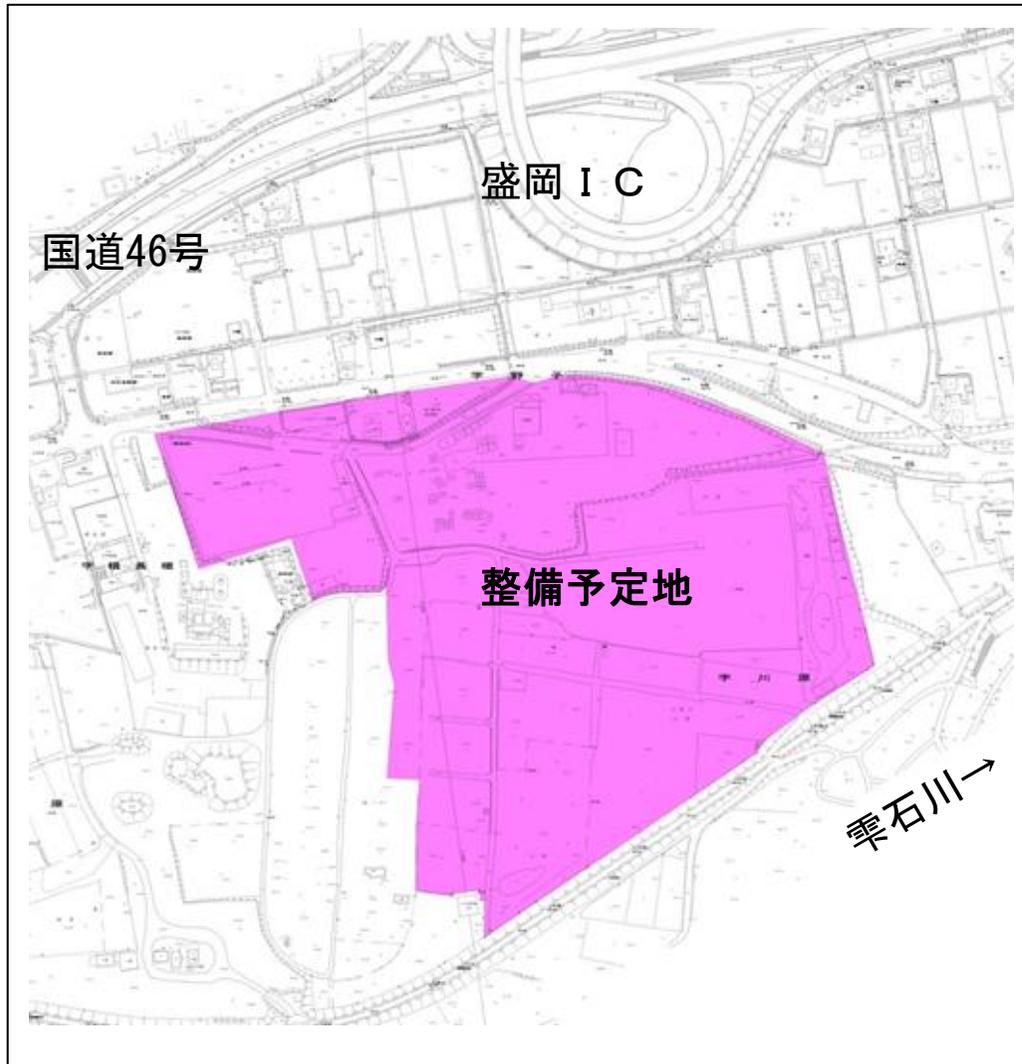
新たなごみ処理施設を「盛岡市内に整備する」方針としました。

#### 【理由】

- ① 盛岡市の人口は8市町の62%を占め、ごみ排出量も64%を占めています。
- ② 盛岡市は広域8市町のほぼ中央に位置し、ごみを持ち込む利便性や運搬などの効率性に優れる。



### 3 施設整備予定地の概要



住所: 盛岡市上厨川字川原地内ほか

面積: 約7ha

- ・ 市街化調整区域
- ・ 浸水想定区域外(盛岡市防災マップによる)

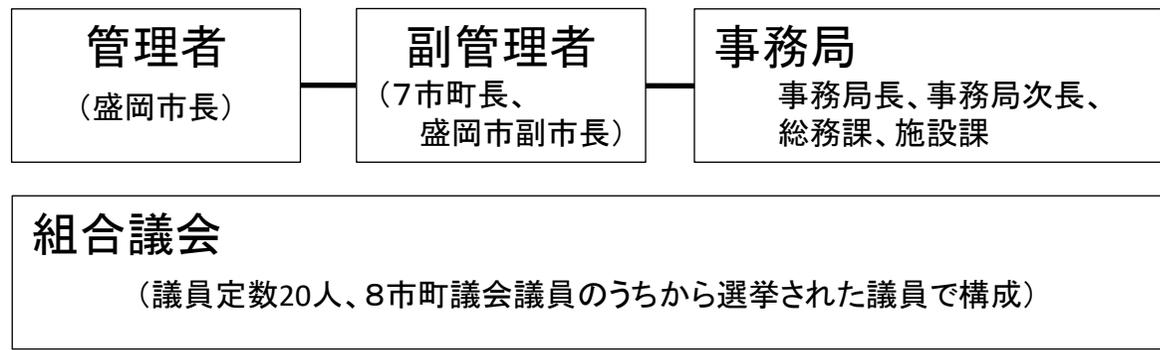
# 4 盛岡広域環境組合の設置(R5)

## ○ 組合の概要

① 設置 令和5年2月1日

※ 構成8市町の議会の議決を経て、県知事の許可を得て設置されました。

## ② 組織体制



## ③ 共同処理する事務(主なもの)

- ア 一般廃棄物処理計画の策定
- イ ごみ処理(焼却)施設の設置、管理及び運営
- ウ 一般廃棄物の中継運搬
- エ エネルギー利活用施設の設置及び管理運営



設立式 記念撮影の様子



# 6 施設整備基本計画

## ○ 計画の主な内容

### ① 施設整備の基本方針

【基本方針1】 周辺環境の保全等、安全・安心に配慮した施設

【基本方針2】 廃棄物エネルギーを有効活用し、カーボンニュートラル社会を創出する施設

【基本方針3】 地域づくりに寄与する施設

【基本方針4】 防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設

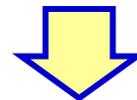
【基本方針5】 経済性・効率性に優れた施設

### ② 施設規模

計画年間ごみ処理量(令和14年度)

109,318t/年

国の基準:年間290日運転



378t/日

# 6 施設整備基本計画

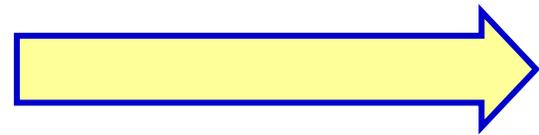
## ②-1 施設規模の検討経過

### 従来の検討 「基本構想」

- ・稼働日数280日/年
- ・計画年間ごみ処理量  
120,932 t/年

**500 t / 日**  
(焼却ごみ 456 t  
+ 災害ごみ 44 t)

- ・ 最新の人口、ごみ排出量に基づく推計
- ・ 各市町のごみ減量施策の反映
- ・ 全域で取り組むプラスチック資源化の効果
- ・ 災害廃棄物の受入方針の見直し



### 施設整備基本計画

- ・稼働日数290日/年 ※
- ・計画年間ごみ処理量  
109,318 t/年

**378t / 日**

※ 国の通知による算定条件の見直し (R6.3.29環循適発第24032920号)  
「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について」

# 6 施設整備基本計画

## ③ ごみ処理方式

- ・ ストーカ式焼却方式
- ・ シャフト炉式ガス化溶融方式
- ・ 流動床式ガス化溶融方式      のいずれか

## ④ 公害防止基準値

「排ガス」、「騒音・振動」、「悪臭」について設定。

### ○ 基準設定の考え方

- ・ 排ガス

法令等の基準を満たした上で、住民にとってより安全・安心な施設とするため、技術的に可能でかつ合理的な範囲で、法令に定められた基準値よりも厳しい自主基準値とするものです。

- ・ 騒音・振動、悪臭

法令等の基準を基に、立地条件が類似する盛岡市クリーンセンターの公害防止基準値を基本として設定しました。

# 6 施設整備基本計画

## ④-1 公害防止基準値（排ガス）

項目	公害防止基準値	(参考)盛岡クリーンセンター	(参考)法令基準値
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N	0.01 g/m <sup>3</sup> N	0.04 g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	10 ppm	10 ppm	約 1,600 ppm
塩化水素 (HCl)	10 ppm	10 ppm	430 ppm
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	50 ppm	100 ppm	250 ppm
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> N	50 μg/m <sup>3</sup> N ※	30 μg/m <sup>3</sup> N
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

※ 水銀の法令基準値は平成30年4月以前では50μg/m<sup>3</sup>Nであったため、盛岡クリーンセンター（平成10年稼働開始）の基準値は50μg/m<sup>3</sup>Nとなっています。

# 6 施設整備基本計画

## ④-2 公害防止基準値（騒音・振動）

項目		公害防止基準値	備考
騒音	朝 (AM 6~AM 8)	50 dB	※1 第二種区域 盛岡クリーンセンターと 立地条件が類似
	昼間 (AM 8~PM 6)	55 dB	
	夕 (PM 6~PM10)	50 dB	
	夜間 (PM10~AM 6)	45 dB	
振動	昼間 (AM 7~PM 8)	60 dB	※2 第一種区域 (騒音での第二種区域相当) 盛岡クリーンセンターと 立地条件が類似
	夜間 (PM 8~AM 7)	55 dB	

# 6 施設整備基本計画

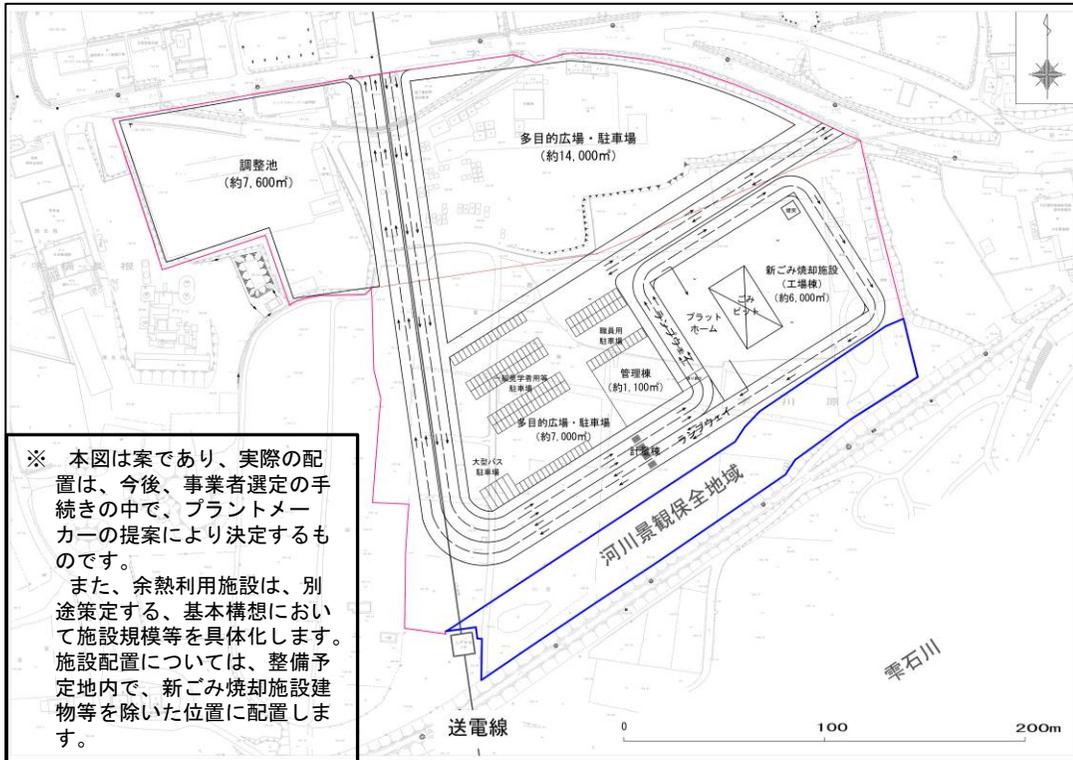
## ④-3 公害防止基準値（悪臭）

敷地境界線における悪臭基準値

物質名	公害防止基準値	物質名	公害防止基準値
アンモニア	1 ppm以下	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm以下	イソブタノール	0.9 ppm以下
硫化水素	0.02 ppm以下	酢酸エチル	3 ppm以下
硫化メチル	0.01 ppm以下	メチルイソブチルケトン	1 ppm以下
二硫化メチル	0.009 ppm以下	トルエン	10 ppm以下
トリメチルアミン	0.005 ppm以下	スチレン	0.4 ppm以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm以下	キシレン	1 ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下	プロピオン酸	0.03 ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下	ノルマル酪酸	0.001 ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm以下	イソ吉草酸	0.001 ppm以下

# 6 施設整備基本計画

## ⑤ 施設配置・動線計画(案)



※ 本図は案であり、実際の配置は、今後、事業者選定の手続きの中で、プラントメーカーの提案により決定するものです。  
また、余熱利用施設は、別途策定する、基本構想において施設規模等を具体化します。施設配置については、整備予定地内で、新ごみ焼却施設建物等を除いた位置に配置します。

本施設配置：整備予定地の南東側

耐震基準：**震度7相当**に耐えうる施設(※)

煙突：**59m**(施設東側)

管理棟：別棟の場合は渡り廊下で接続

計量棟：搬入時と搬出時の2回計量

搬入車両の待機長を確保

車両動線：ごみ搬入車両と一般来場者の車両が極力交差せず、右回りの一方通行を基本

※「官庁施設の総合耐震計画基準」による安全性の分類  
構造体：**Ⅱ類**、建築非構造部材：**A類**、建築設備：**甲類**

# 6 施設整備基本計画

## ⑥ 余熱利用

- ・ 余熱利用施設への供給
- ・ 電気の売電又は託送
- ・ その他(ロードヒーティング、蓄電池) など 電気、蒸気、温水による活用を想定

## ⑦ 施設の有効活用

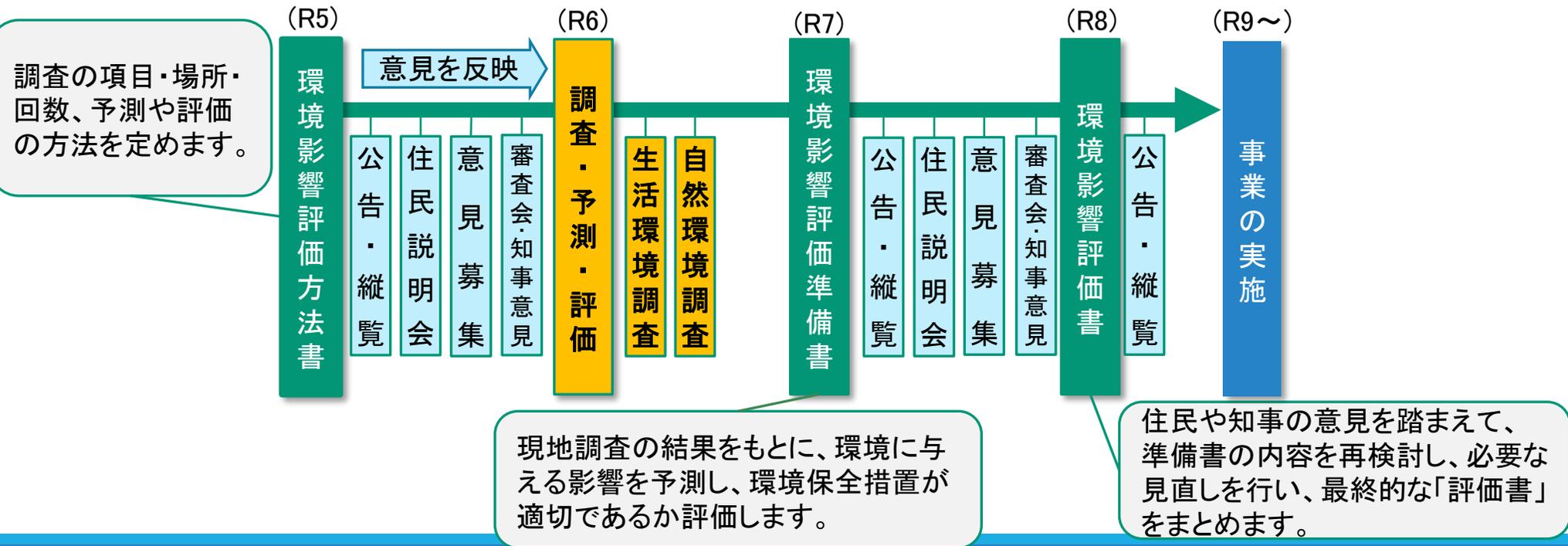
- ・ 防災機能(災害時の施設開放、エネルギー供給、防災備蓄など)
- ・ 環境学習機能

# 7 環境影響評価(R5~R8)

## ● 環境影響評価制度とは

大規模な開発事業の実施により、周辺環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ「調査、予測、評価」を行うものです。

岩手県条例に基づいて、「調査方法」や「評価結果」を公表し、各段階で住民、関係市町村長、知事の意見を聴き、反映することで、環境への影響をできるだけ少なくするための手続です。



## 8 令和7年度に実施するその他の関連業務

### ① 用地取得に関する調査

令和8年度に予定する用地取得に向け、「土地の鑑定評価」や「建物や工作物などの補償調査」を行っております。

### ② 収集運搬中継施設の整備に係る構想の策定

八幡平市と葛巻町に整備予定の、「収集運搬の中継施設」について、施設の概要や整備スケジュール、事業費などの基本的な事項を検討し、構想として取りまとめます。